

## 【後期高齢者医療制度】届出、申請時に必要な書類

マイナンバー（個人番号）の記載が必要な届出、申請時には、下記のマイナンバー（個人番号）と身元を確認できる書類が必要となります。

### 1 マイナンバー（個人番号）確認書類 ※1点が必要です。原本またはその写し。

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
- ・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

### 2 本人確認書類 ※①の内1点又は②の内2点以上が必要です。

■有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

■個人番号確認書類に記載された氏名、生年月日または住所の記載があることが必要です。

#### ①1点で良いもの（顔写真入りの身分証明書） ※原本またはその写し。

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・運転免許証または運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります）
- ・パスポート
- ・住民基本台帳カード
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳（療育手帳）
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・社員証（写真付、偽造防止措置等あり）
- ・学生証（写真付、偽造防止措置等あり）
- ・その他官公署から発行、発給された書類またはこれに類する書類であって、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

#### ②2点以上必要なもの ※原本またはその写し。

- ・【本人申請に限ります】  
基本情報が印字された申請書（高額療養費・高額介護合算療養費、基準収入額適用）
- ・国民健康保険、後期高齢者医療またはその他健康保険（共済組合等）の被保険者証
- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・介護保険被保険者証
- ・国民健康保険又は後期高齢者医療の限度額適用認定証、限度額適用標準負担額減額認定証
- ・国民健康保険又は後期高齢者医療の特定疾病療養受療証
- ・国保受給者証（精神通院）または結核医療給付金受給者証
- ・各種年金証書
- ・児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書
- ・本人名義の預金通帳（氏名と住所の記載があるもの）
- ・社員証（（写真付、偽造防止等措置なし）または（写真なし））
- ・学生証（（写真付、偽造防止等措置なし）または（写真なし））
- ・その他官公署または個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者から発行、発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

※対象となる届出、申請は下記のとおりです。

届出・申請名	担当部署
資格取得の届出	医療保険課資格相談係 [電話] 3647-3167
住所地特例に関する届出	
被保険者証の再交付申請	
被保険者の氏名変更届出	
被保険者の住所変更届出	
被保険者の世帯変更届出	
障害認定の申請等	
資格喪失の届出	
基準収入額適用申請	
療養費（特別療養費）または移送費の支給申請	医療保険課保険給付係 [電話]3647-3168
高額療養費の支給申請	
高額介護合算療養費の支給申請	
限度額適用・標準負担額減額認定証の申請	
特定疾病療養受療証の申請	
食事療養差額の支給申請	